

## 防災規定を組み入れた消防計画、防災マニュアル、非常災害版「事業継続計画」(BCP)の作成

### 【防災規定を組み入れた消防計画及び防災マニュアル】

災害に備えて、消防計画の中に防災規定を組み入れることや、防災マニュアルを作成しておくことは重要です。こうしたことから、防災規定を組み入れた「消防計画」の一例と、「防災マニュアル」の一例を作成しました。

「防災規定を組み入れた消防計画」と「防災マニュアル」の一例につきましては、各医療機関の状況を踏まえて追加や訂正、削除をしてお活用ください。

なお、作成にあたっては、医療機関のスタッフが参加することによって認識が高まり、災害発生時にも迅速な対応が可能となります。

作成後は、マニュアルに基づいて訓練を行い、不備な点があったら、見直してください。

防災マニュアルは、詳細なものに合わせて、緊急時に用いることを想定して、誰がどのような状況下で見てもわかりやすく、的確な判断ができるような、箇条書き、フローチャート、一覧表などにコンパクトにまとめたものを作成し、職員への配布や掲示を行っておくと良いでしょう。

### 【非常災害版「事業継続計画」(BCP)】

東日本大震災を受けて発出された2012年3月21日付医政発第0321第2号通知「災害時における医療体制の充実強化について」では、「医療機関は自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに事業継続計画(BCP)の作成に努められたい」とされています。

「災害拠点病院」と介護事業所は、非常災害版「事業継続計画」(BCP)の策定が義務付けられていますが、それ以外の医療機関は義務付けられてはいません。しかし、地震や風水害等の非常災害に見舞われた場合にも事業を継続できるように準備しておくことは、患者さんの命と健康、医療機関の財産を守るために重要です。

こうしたことから作成を希望される医療機関の一助になるよう、ひな形を作成しました。

### 【介護事業所における事業継続計画(BCP)と研修、訓練実施の義務化】

2021年の介護報酬改定で、居宅療養管理指導を含む全ての介護事業所に、①感染症や災害が発生した場合であっても、必要な体制を構築するため、事業継続計画(BCP)を策定し、②必要な研修及び訓練(シミュレーション)を、訪問・通所系事業所は年1回、入所施設は年2回の実施が義務付けられました。(居宅療養管理指導のみ2027年3月31日までは努力義務)

保団連では、下記の頁に介護事業所に義務付けられた「災害に係る事業継続計画」を例示しています。<https://hodanren.doc-net.or.jp/kaigo/>